令和元年6月12日

保護者の皆様

大阪府立寝屋川高等学校 定時制の課程 学校運営協議会事務局

教員の授業その他の教育活動に関するご意見の申し出について

日頃から、本校教育活動にご理解・ご協力いただき厚くお礼申しあげます。

さて、標記について、本学校運営協議会では、保護者の皆様のご意見を下記提出方法により随時受け付けることとしています。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

記

## 1 目 的

保護者との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映による、 本校教育の向上。

## 2 意見の取り扱い

教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見について、調査審議のうえ、准 校長に対し、学校運営協議会としての意見を述べる。

## 3 意見書の提出方法

(1) 意見書の様式及び入手方法

意見書は、大阪府の規則により様式が定められており、本校のWebページからダウンロードできます。また、生徒を通じて用紙をお渡しすることもできます。

- (2) 意見書の送付方法
  - 学校運営協議会あて専用メールアドレス(goikentei@neyagawa.osaka-c. ed. jp)に、件名を「学校運営協議会意見書」として、添付ファイルとして送信して下さい。本校のWebページ(http://www.osaka-c. ed. jp/neyagawa/tei)のリンクから送信することもできます。
  - 本校あてに、封書にて郵送。 (学校運営協議会の事務局が対応し、学校運営協議会に意見を伝えます。)
  - 本校事務室前に設置の専用箱に投函。(同上)

## 4 留意事項

- (1) いずれの場合も、生徒の学年、組、氏名及び保護者の氏名、連絡先など、様式に 定められた必要事項について必ずご記入ください。
- (2) 学校運営協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- (3) いただいたご意見につきましては、学校運営協議会としての調査審議を行ううえで、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。